

1. 人権意識

だれもが自分らしく生きるためには、一人ひとりの人権が尊重されることが重要であり、男女共同参画社会の実現にあたっては同様です。相手に対して思いやり・譲りあい・感謝の気持ちを持つことにより、相手を尊重することができます。

人の意識を変えることは簡単なことではありませんが、まずは自らが意識を変えることが必要です。特に、意識形成が生活環境に左右されやすい子どもたちには、早い段階から人権尊重や男女共同参画意識を育む取り組みが必要です。

《会議における委員の意見》

- 人権尊重が根底にある。
- まずは、自らが意識を変え、相手の行動を尊重することが大切である。
- 思いやり・譲りあい・感謝の気持ちを持つことが大切であり、人を思いやる心の教育が必要である。
- 男女差別を取り払う意識教育を子育て段階から行うことが必要である。
- 男女の特性を認め、男女平等の意味を正しく認識する必要がある。
- 男性はエプロンに抵抗がある。抵抗がなくなる雰囲気づくりが必要である。
- 行政からの押し付けではなく、自らの意思によって変わるという雰囲気づくりが必要である。

2. 女性自身の意識改革

「男性は仕事、女性は家庭」という、女性が外に出にくい雰囲気が地域や家庭にありましたが、現在では、スポーツやサークル活動などを通して、女性が外にしやすい環境づくりが進んでいます。しかし、地域の会議では男性（世帯主）が主体であり、また、町の会議でもあて職により男性が多い現状があります。女性が参加できる体制づくりが必要であるとともに、女性自身も参画できるように意識改革が必要です。

《会議における委員の意見》

- いろいろな会議などに参加しても、意見が言えないなど参画ができていない現状がある。
- 女性は控えめが美德とされてきた慣習がある。
- 思ったことをしっかり伝えられることが大切である。
- 政治経済などについても関心を持って勉強し、力をつける必要がある。
- 学習会や講演会などに参加する女性は同じ人ばかり。個人の意識に差がある。
- 互いに評価しあうことが大切である。評価しあうことにより、自信が持て、力につながる。
- もっと積極性を持ち、自信を持って前に出ることが大切である。

3. 情報提供

男女平等とは、男性が女性化し、女性が男性化する同質化ではありません。男女共同参画をすべての人が正しく理解することが必要です。そのため、分かりやすい啓発冊子やパンフレットの配布、講座などの開催が必要です。講座などの開催については、だれもが参加できるよう曜日や時間を考慮するとともに、保育ルームなどを設置することが必要です。

《会議における委員の意見》

- 男女の特性と男女平等の違いをしっかりと認識する必要がある。
- 男女共同参画をすべての人が理解することが必要である。
- 間違った男女共同参画が浸透しないようにする必要がある。
- 見る・触れるなどの体験をしないと意識改革は難しいので、一度だけでなく、何度も繰り返し啓発することが必要である。
- 資料やパンフレットなどは、分かりやすく、読みやすい必要がある。
- だれもが参加しやすい環境づくり。
- 保育ルームなどの設置が必要である。
- 土曜日に学校の参観日が行われると、父親の参加が多かった。

4. 地域

「男性社会の行き詰まりは、女性が参画することにより繁栄する。一般的に女性は闘争心がなく、平和的。対話で解決する力を持っているとされる。女性の参画が進めば、戦争がなくなり、地域社会も丸く治まる。」という新聞記事がありましたが、これまでの男性を中心とした社会システムの行き詰まりを解消するためには、あらゆる場面において、男女ともにそれぞれの個性と能力を十分に発揮することが必要です。

役員のほとんどが男性という地域が多いですが、男女共同参画を理解することにより、地域に残る固定的性別役割分担意識を解消し、会合などに女性が参画できる環境づくりが大切です。

昔は、父母や祖父母だけでなく、地域ぐるみで子育てが行われていました。近年、核家族化が進んでいる上に地域のつきあいをされない方が増え、互いのつながりが薄くなりつつありますが、子育てサポーターなど地域での子育て支援も必要とされています。

《会議における委員の意見》

- 隣近所など、地域のつながりが薄くなっている。
- 地域では、女性の力が大きい。
- 昔の風習などを、地域の年配から聞くことも大切である。
- 地域にリーダー（例、男女共同参画の推進委員）が必要である。身近な地域の中で啓発することができる組織づくりも必要である。

- 世帯主＝男性＝役員という慣例の見直しが必要である。
- 地域の祭りや行事に女性の参画が必要である。
- 昔は、地域で子育てが行われていた。
- 核家族化が進み、近所に子育てをサポートする人が必要である。

5. 家庭

住民アンケート調査の結果、家事のほとんどを女性が担っています。また、子育てや女性が仕事を持つことについて、「子どもが小さいうちは、母親は育児に専念したほうがよい」や「女性は、結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つほうがよい」という回答が多くなっています。

家庭において男女共同参画が促進されることで、女性の家事や育児の負担が軽減されるだけでなく、男女とも子どもとかわる喜びを感じたり、家庭と仕事の両立が可能となります。

性別にとらわれず、子どもに手伝いをさせることで男女共同参画意識を育むなど、家庭における教育が必要です。

《会議における委員の意見》

- 3世代世帯が他市町村と比べて多い。3世代世帯のよさを認識する必要がある。
- 3世代世帯では、中年の女性が犠牲になっている現状があり、家庭内の意識改革が必要である。
- 感謝できる子に育てる。(家庭内の教育)
- 家事・育児に対する評価が必要である。
- 家事の分担など、家庭内の話し合いが必要である。
- 夫の退職後、妻の負担が増加した。
- 子どもに手伝いをさせることが必要である。手伝いが習慣となり、男の子でも家事をすることに抵抗がなくなる。

6. 職場

男女雇用機会均等法や育児休業法、介護休業法など、法律や制度面の整備は進みましたが、実際は、長時間労働の問題や休暇が取りにくい現状があります。

働き続けることを望む女性や子育てにかかわりたい男性が、育児休業制度を積極的に活用できるよう、啓発をする必要があります。

現在、少子化が問題となっていますが、国の専門調査会が取りまとめた報告書では、「女性労働力率を上昇させながら出生率が回復してきている他国の社会環境には、働き方の柔軟性やライフスタイル選択の多様性が確保されており、これらの点が日本との大きな相違

である」と報告されています。仕事と家庭とのバランスが取れた生き方は、家庭生活が充実するだけでなく、雇用形態の多様化によりライフスタイルに応じた働き方が選択でき、働きやすい職場環境の実現にもつながります。

仕事と家庭生活、また、地域活動との両立が可能となるよう、企業や事業所への啓発に努めるとともに、子育てや介護の支援の充実が必要です。

《会議における委員の意見》

- 休みが取りにくい、出世にひびくなど、子育てにかかわりたいが、かかわれないという男性の現状がある。
- 男性も育児・介護休暇が取得しやすい環境が必要である。
- 法律などの整備はされてきたが、実際、就労綿など企業ではなかなか追いついていない。
- 特に、中小企業での育児休暇などの取得が難しい。
- 結婚や出産で仕事を辞めた女性の中には、再就職を希望する人がいる。
- 資格を重視した採用・配置が必要である。
- 女性の管理職を増やす必要がある。

7. 計画

京丹波町における男女共同参画は進みつつありますが、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現には、幅広い視点から計画を策定し、各種施策に取り組む必要があります。

施策は、女性を対象としたものにとどまらず、男性も含んだ施策となるよう考慮するとともに、地域の現状を踏まえ、京丹波町に即したものであることが重要です。

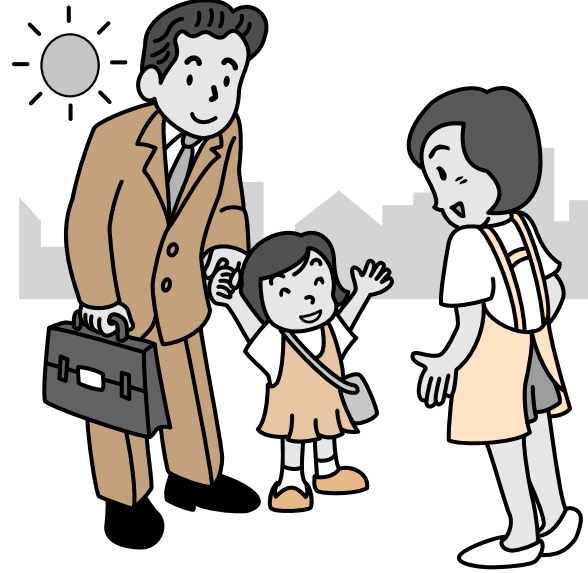
《会議における委員の意見》

- 団塊世代の退職やU・J・Iターンなどにより、今後、人口の2分の1が転入してきた人となることをふまえて計画をつくる必要がある。
- 計画が絵に描いた餅にならないようにする必要がある。
- 委員会などの女性委員の割合について、数値目標を設定する必要がある。

8. その他

《会議における委員の意見》

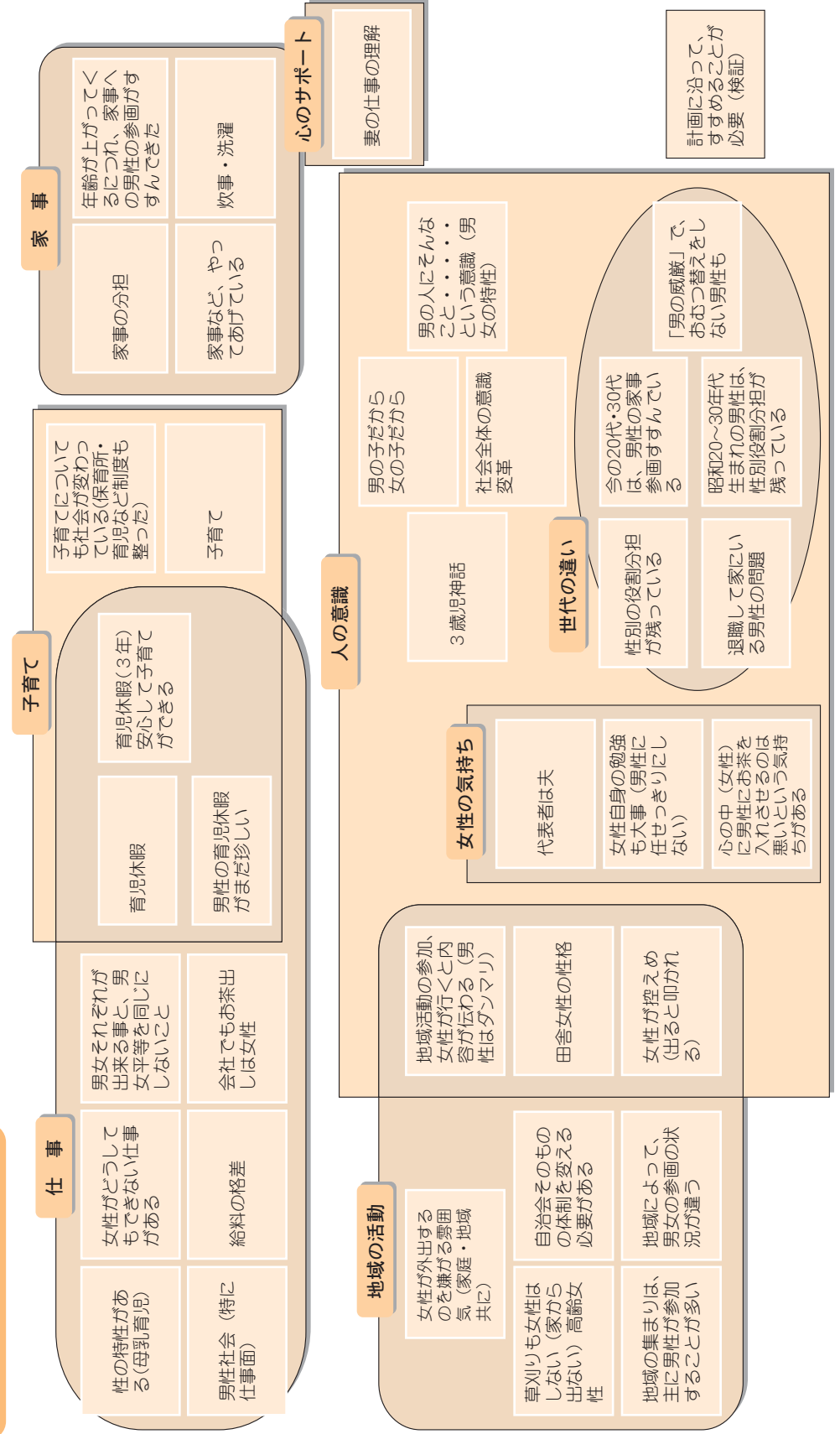
- 人づくりが必要である。
- DVやセクハラ被害者の保護・支援の推進、妊娠・出産後の支援などは、民間（NPOなど）からでもどんどん取り入れてほしい。
- 保育料の見直しをしてほしい。前年の所得で保育料が決定するので、その年に収入がなくても、保育料を払わなければならない。保育料が高いので、働くために子どもを預けるのではなく、子どもを預けるために働くという現状になっている。
- 出産にかかる費用の給付制度である出産育児一時金の一時払いの負担をなくしてほしい。
- 共同・協調・協力により男女共同参画社会の実現。



2 ワークショップのまとめ

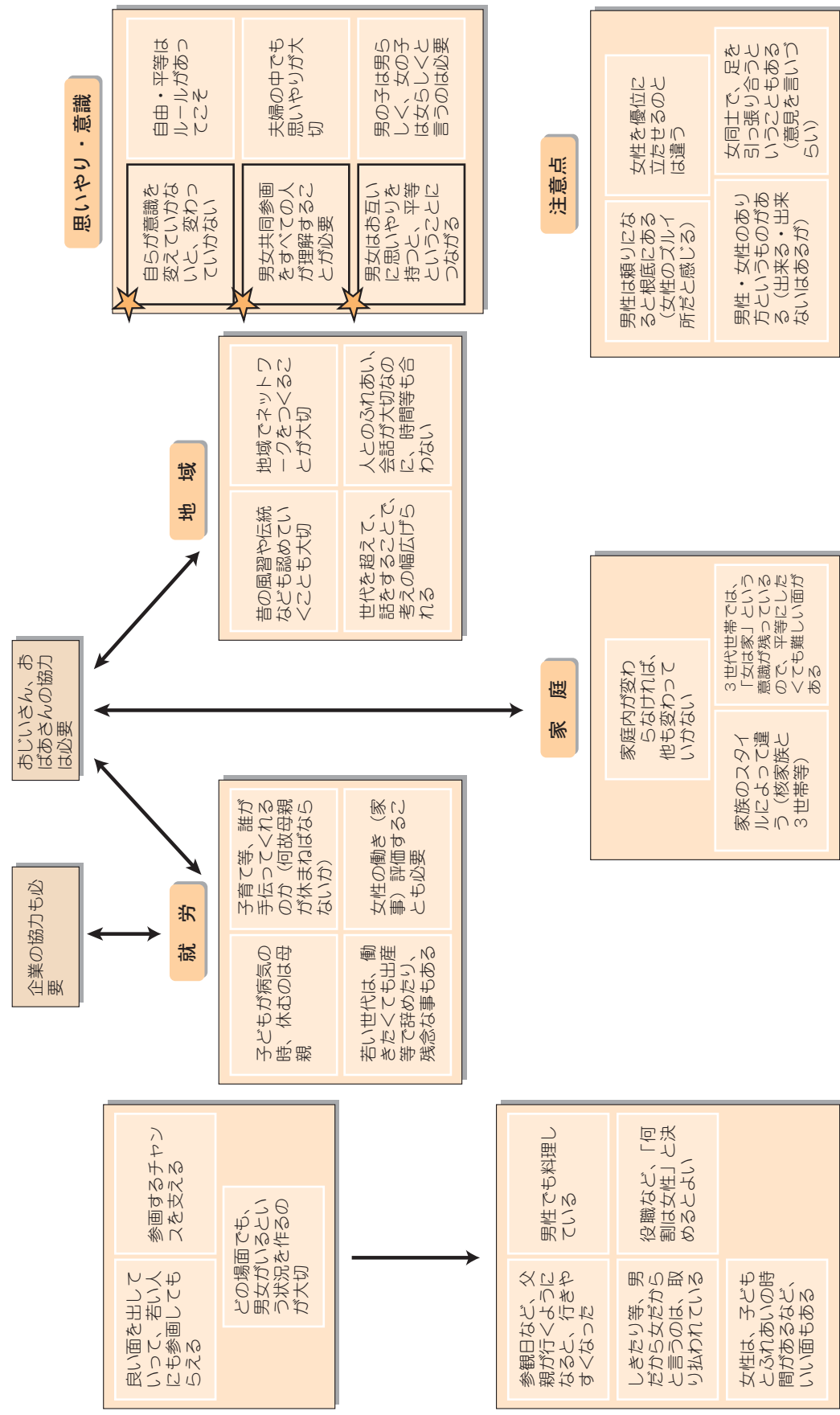
第1回男女共同参画推進委員会（平成18年11月9日）
京丹波町における男女共同参画の状況についてのワークショップ

グループ1のまとめ



京丹波町における男女共同参画の状況についてのワークショップ

グループ2のまとめ

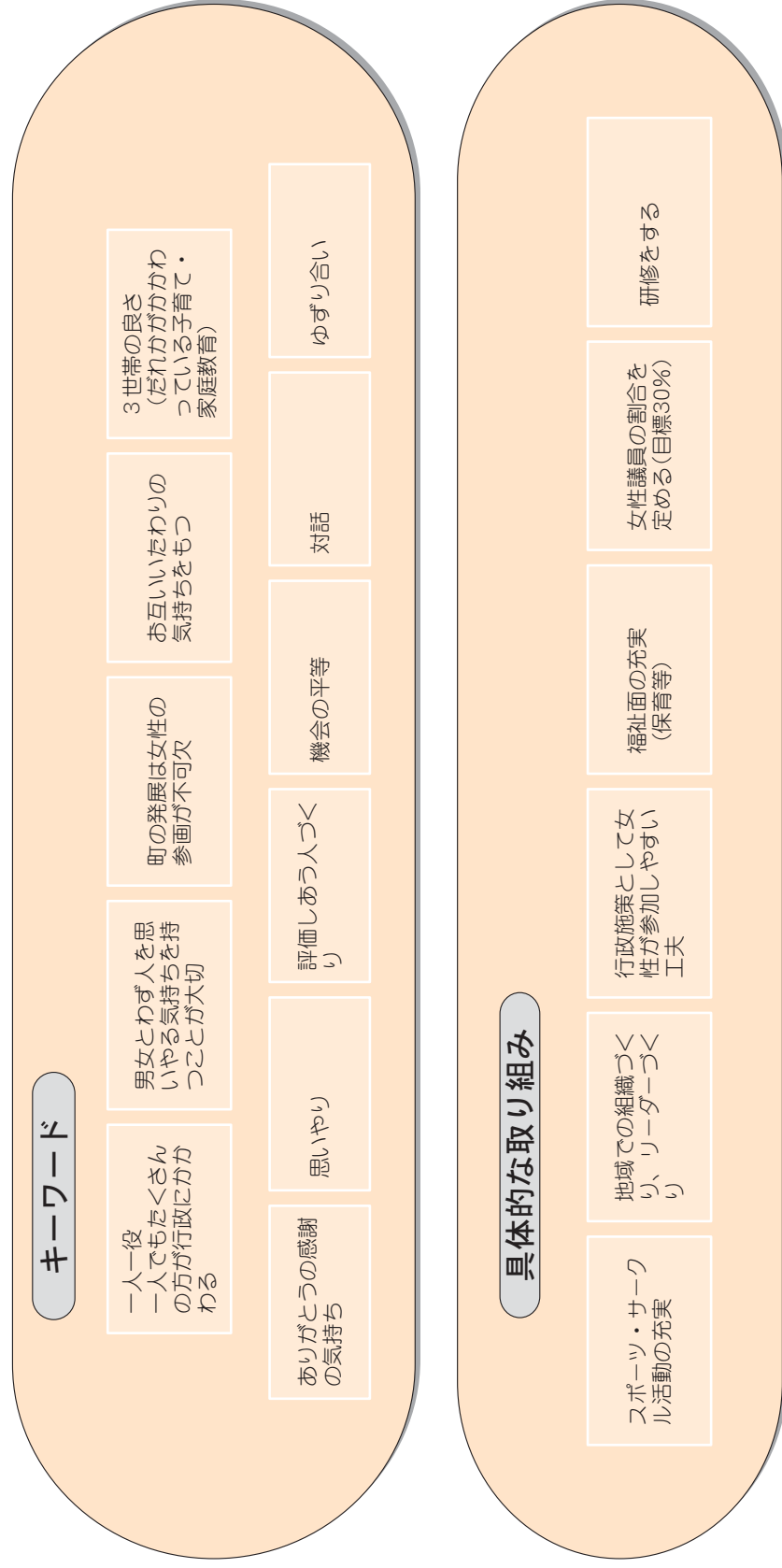


第3回男女共同参画推進委員会(平成19年1月11日) 計画の理念及び今後の取り組みについてのワークショップ

グループ1のまとめ

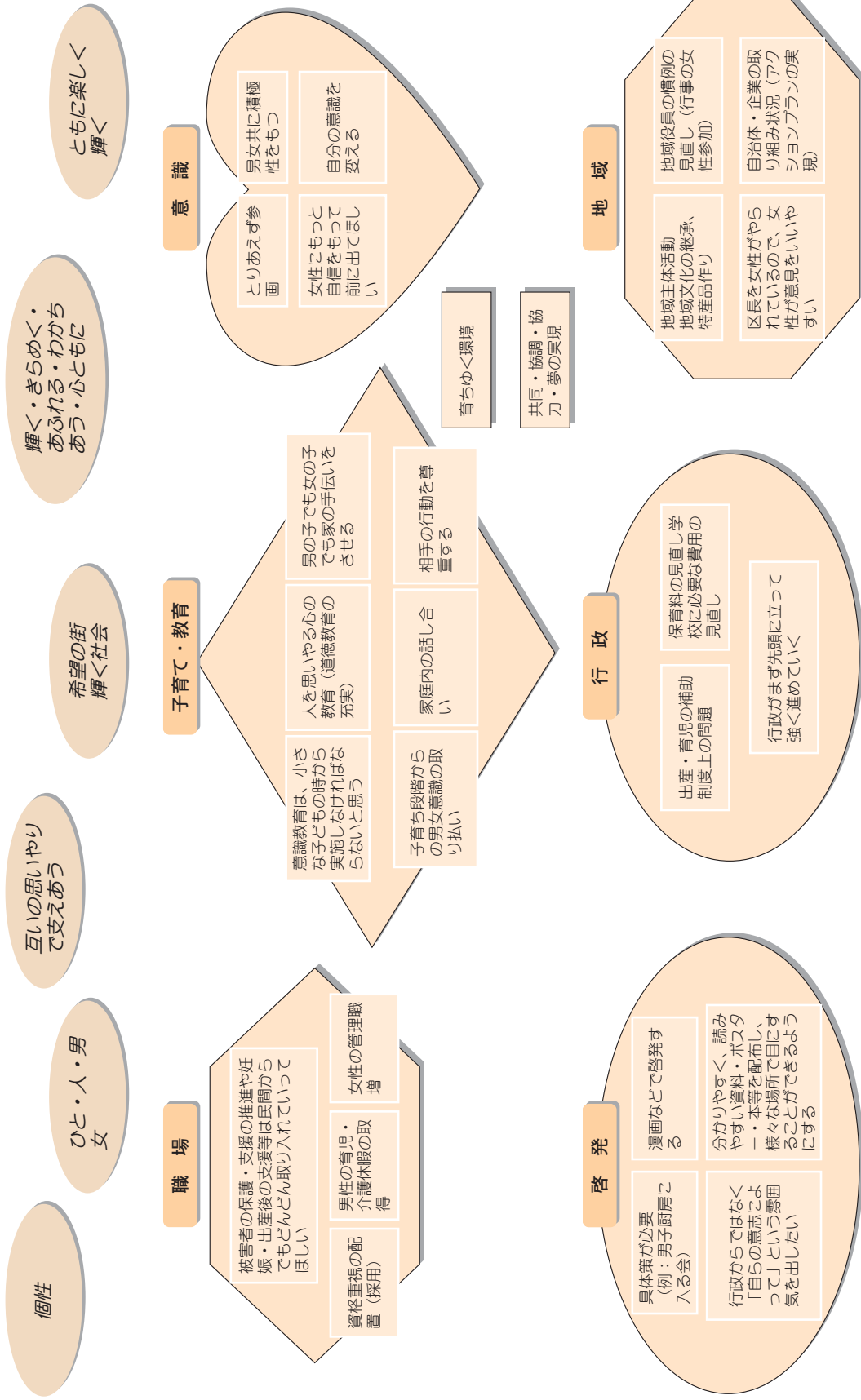
将来像!

女と男が支えあい、活き生きとすごせる町



計画の理念及び今後の取り組みについてのワークショップ

グループ2のまとめ



3 京丹波町男女共同参画推進委員会設置要綱

京丹波町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成18年9月1日
告示第55号

- (設置)
- 第1条 男女共同参画社会をめざす総合的施策の推進に関する京丹波町男女共同参画計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広く意見等を求め、その計画を円滑に推進するため、京丹波町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (所掌事務)
- 第2条 委員会は、計画の策定において、必要な事項を調査及び審議し、提言を行うものとする。
- 2 委員会は、計画を円滑に推進し、男女共同参画社会をめざすため、その施策等について意見等を述べるものとする。
- (組織)
- 第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町議会の議員
 - (2) 町教育委員会の委員
 - (3) 町の区域内の団体が推薦する者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) その他、町長が適当と認める者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- (会長及び副会長)
- 第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第5条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。(意見等の聴取)
- 第6条 会長は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。
- (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、男女共同参画推進担当課において行う。
- (補則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則
この告示は、平成18年9月1日から施行する。

4 京丹波町男女共同参画推進委員会委員名簿

(委嘱期間：平成18年11月9日から平成20年11月8日まで)

委員長等	氏名	役職等	備考
	篠塚 信太郎	町議会議員	
副会長	阿部 定	町教育委員会委員	
	谷 碩子	町人権擁護委員	
会長	高木 真里子	町婦人会副会長	
	乾 きよの	町民生児童委員協議会委員	
	田畑 美さ子	元丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会 新町建設計画策定小委員会委員	
	澤田 友子	町PTA連絡協議会副会長	
	白樫 壽子	京丹波きらりネットワークの会会長	
	川嶋 孝司	クロイ電機株式会社丹波工場 丹波管理課長	
	坂本 武	農業	

(敬称略)

3 京丹波町男女共同参画計画策定経過

開催年月日	内容	
平成18年7月19日～ 平成18年7月31日	男女共同参画社会をめざす住民アンケート調査の実施	
平成18年11月9日	第1回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 委嘱状の交付 • 男女共同参画に関する今年度の取組みについての報告 • 男女共同参画とは • アンケート調査結果の報告 • 京丹波町の男女共同参画の状況について意見交換（ワークショップ形式）
平成18年12月7日	第2回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート調査結果及びワークショップからみる課題の抽出 • 計画の概要について • 京丹波町の現状と課題について
平成19年1月11日	第3回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 課題の整理 • 計画の基本的な考え方について • 計画の理念及び今後の取組みについて意見交換（ワークショップ形式）
平成19年2月1日	第4回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 京丹波町男女共同参画計画（案）の検討 • 基本理念について意見交換
平成19年3月1日	第5回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 京丹波町男女共同参画計画（案）の検討 • 京丹波町男女共同参画計画策定についての提言の作成
平成19年3月5日	京丹波町男女共同参画計画策定についての提言を提出	

4 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正
平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次
前文
第一章 総則(第一条—第十二条)
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)
第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の均等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因と

なるものがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の均等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことのできるものとするを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するものとするを旨とされなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」といふ。）を定めるものとする。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

1 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」といふ。）を定めるものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たりの配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるもの適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関与して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」といふ。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 男女共同参画基本計画に関し、第十二条第三項に規定する事項を処理すること。

2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

3 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があるとき認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があるとき認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上

をもちて組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官庁長官をもちて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもちて充てる。

1 内閣官庁長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

1 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第一号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第一号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第一号の議員は、非定勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、一年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることのできる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があるとき認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることのできる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があるとき認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しては、必要な協力を依頼することのできる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

1 略

1 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十二條、第二十八條並びに第三十條の規定、公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたとそれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から十まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第二十条 第二十一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に併し必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十一月二十一日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二條及び第三條を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

5 国内外の女性政策の歴史

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き	
1975年 (昭和50年)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部に参与を 設置 婦人問題企画推進会議開催		
国連婦人の十年 (76年～85年)	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン	京都府議会「婦人の向上のための請願」趣旨採択 女性政策担当窓口設置 京都府婦人関係行政連絡会設置 京都府婦人問題協議会設置	
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	京都府婦人問題協議会「提言」提出 「京都府婦人大学」開設 「京都府婦人対策推進協議会」設置 「京都府婦人の意識・生活実態調査」実施	
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
	1981年 (昭和56年)	「民法」改正・施行 「国内行動計画後期重点目標」策定	京都府議会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准促進に関する意見書提出 「京都府女性の船」実施 「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表	
	1982年 (昭和57年)		京都府立婦人教育会館開館 「京都府婦人海外研修」実施	
	1984年 (昭和59年)	「国連婦人の十年」－平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキュープ地域会議（東京）		
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「戸籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布（施行1986） 「女子差別撤廃条約」批准	ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣 国連婦人の十年最終年記念大会－京都女性のフォーラム'85－開催
	1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催 「国民年金法」改正	

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 婦人問題企画推進本部参与拡充	「婦人問題に関する意識・実態調査」実施 京都府婦人関係行政推進会議発足 京都府婦人問題検討会議設置
1989年 (平成元年)		学習指導要領の改定（高等学校家庭科の男女必須等）	「KY0のあけほのプラン」策定公表 女性政策課を設置 女性政策推進本部を設置 京都府女性政策推進専門家会議を設置 「KY0のあけほのフェスティバル」 「京都府あけほの賞」を創設
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)策定 「育児休業法」公布(施行1992)	
1993年 (平成5年)	国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994年 (平成6年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置	京都府女性政策推進専門家会議 「KY0のあけほのプラン改定についての提言」提出
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	「京の女性史」発刊 第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「KY0のあけほのプラン」改定 京都府女性総合センターを設置
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998年 (平成10年)		「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申	
1999年 (平成11年)	エスキュープ ハイレベル政府間会議（バンコク）	「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行	男女共同参画社会に関する府民意識調査の実施
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定	「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」提出
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「京都府男女共同参画計画－新KY0のあけほのプラン」策定

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇話会設置	
2003年 (平成15年)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」	
2004年 (平成16年)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定	「京都府男女共同参画推進条例」公布・施行 京都府男女共同参画審議会を設置
2005年 (平成17年)	国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正・施行 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	京都府男女共同参画審議会「京都府におけるチャレンジ支援方策について」意見書提出 アクションプラン「女性発・地域元気力「わくわく」プラン」策定
2006年 (平成18年)	東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京閣僚共同コミニケ」採択	男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 女性総合センターに「女性の再就職支援コーナー」設置
2007年 (平成19年)			京都府男女共同参画審議会「新KYOのあけぼのプラン後期施策の進め方について」意見書提出 「新KYOのあけぼのプラン後期施策の重点項目及び数値目標」策定

